

# コンタミネーションと不正ガソリン (ガソリン(揮発油)の販売業者のみなさまへ)

次の場合には、販売業者の方に対し揮発油税等※が課税される場合がありますのでご注意ください。

※ 「揮発油税等」とは、揮発油税及び地方揮発油税のことをいいます。



## 【コンタミネーションによりできたガソリン】

荷卸事故などやむを得ない事情により正規(課税済み)のガソリンにガソリン以外のもの(灯油など)が混ざり品質が変化したもの

## 【不正ガソリン】

正規(課税済み)のガソリンに、ガソリン以外のもの(灯油やエタノールなど)を混ぜて増量したもの

### 全量に課税!!

一般のガソリンとして販売する場合は、あらためてその**全量に対して揮発油税等**が課税され、申告・納税を行う必要があります。

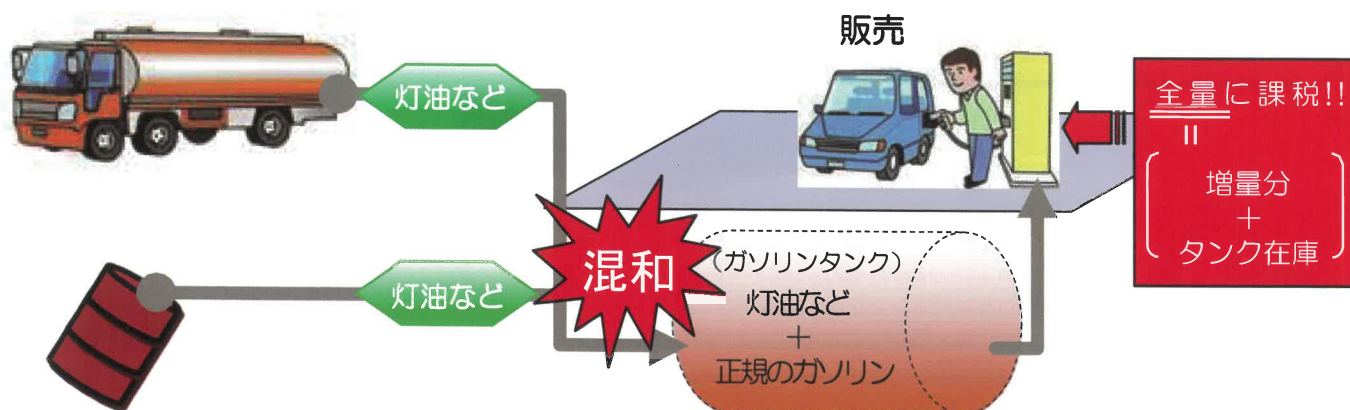
ただし、**最寄りの税務署長の所定の証明を受けたときは、増量部分のみが課税対象**になりますので、コンタミネーションが発生した場合は、直ちに発生場所の最寄りの税務署(法人課税部門)に連絡してください。

(裏面参照)

正規のガソリンに灯油などを混ぜて販売する場合は、あらためてその**全量に対して揮発油税等**が課税され、申告・納税を行う必要があります。

(注) 揮発油等の品質の確保等に関する法律(品確法)に規定する強制規格は、エンジントラブルの防止等の観点から定められたものです。

**この強制規格を満たす場合であっても、正規のガソリンに灯油などを混ぜた場合は、あらためてその全量に対して揮発油税等が課税されることになります。**



販売業者の方は、ガソリンの仕入れ、販売等の事績を帳簿に記載しなければなりません。  
(揮発油税法第24条、揮発油税法施行令第17条第4項)

## コンタミネーションが発生した場合の取扱い

コンタミネーションが発生した場合には、直ちに発生場所の最寄りの税務署（法人課税部門）に連絡し、以後の取扱いについてご相談ください。

### ガソリンとして販売する場合

- 税務署長の証明あり ⇒ 増量分のみに課税
- 税務署長の証明なし ⇒ 全量（タンク在庫＋増量分）に課税!!

### 洗浄油、廃油等として処分する場合

- 課税なし

### 出荷元等に規格外品として搬送する場合

- 販売業者に対する課税なし

（注）ただし、販売業者において税務署長の証明を受けるか受けないかにより、出荷元の課税の取扱いが異なります。

## 不正ガソリンに関する情報をお寄せください

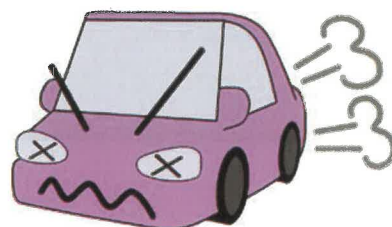
### 卸売販売業者等に関する情報

- 飛び込み（電話等）で安いガソリンの売り込みがあった
- 荷卸時に変なニオイがした
- いつもと違う業者から仕入れて販売したら、お客さんからクレームがあった
- ガソリン以外のガソリン車用燃料の売り込みがあった

など

### 他の販売業者に関する情報

- お客さんが「〇〇スタンドで給油したら車の調子が悪くなった」と話していた
- 不正ガソリンを販売しているとの風評がある



など

こちら

最寄りの国税局に情報をお寄せください

当リーフレットのほか、揮発油税についてのリーフレット等が国税庁HP（<https://www.nta.go.jp>）に掲載されています。

国税庁 検索

